

○富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、富士宮市環境基本条例（平成15年富士宮市条例第31号）第3条に定める基本理念にのっとり、自然環境の保全及び育成に関し必要な事項を定め、広く市民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の市民にこれを継承できるようにし、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

第2章 自然環境の保全及び育成に関する施策

第3節 地下水採取の届出

（地下水採取の届出）

第17条 地下水を採取する目的で揚水設備（動力を用いて地下水（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉及び鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権に基づいて掘採する同法第3条第1項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。）を採取するための設備であつて、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が3平方センチメートル以上のものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、工事に着手しようとする日前30日までに、市長に対してその揚水設備に係る地下水の計画採取量その他の規則で定める事項を届け出なければならない。ただし、静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号）の規定に該当する揚水設備及び規則で定める揚水設備の設置については、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、届出事項に変更があつたときは、その変更があつた日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届けなければならない。

3 市長は、前2項の届出をした者に対し、地下水の保全上必要があると認めるときは、当該揚水設備の設置について計画の変更その他地下水の採取に関して必要な指導を行うことができる。

4 市長は、第1項の届出をしなかった者又は虚偽の届出をした者があるときは、その事実を公表することができる。